

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第 8 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の減額)</p> <p>第12条 職員が勤務しないときは、<u>勤務時間条例第10条の2第1項及び県費負担教職員勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第11条及び県費負担教職員勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第12条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)</u>又は勤務時間条例第11条及び県費負担教職員勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第12条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第12条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第11条及び県費負担教職員勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第12条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第11条及び県費負担教職員勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第12条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条</p>

又は県費負担教職員勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条又は県費負担教職員勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条若しくは第5条又は県費負担教職員勤務時間条例第3条第1項、第4条若しくは第5条の規定により週休日とされた日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において「第1項勤務」という。）の時間及び割り振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ割り振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務（前項に規定する人事委員会規則で定める時間の勤務を除く。以下この条において「第3項勤務」という。）の時間の合計時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えてした第1項勤務及び第3項勤務の全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、第3項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第10条の2第1項及び県費負担教職員勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした第1項勤務及び第3項勤務の全時間のうち、当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の

又は県費負担教職員勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条又は県費負担教職員勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

175) から第 1 項に規定する人事委員会規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を、第 3 項勤務にあっては100分の50から第 3 項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第 2 項に規定する 7 時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前 2 項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第 1 項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

(義務教育等教員特別手当)

第16条の 8 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、1万1,700円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3 ~ 5 略

別表第 7 行政職給料表級別標準職務表(第 3 条関係)

職務の級	標準的な職務
略	
4 級	本庁(地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第 1 項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局(局に相当するものを含む。) <u>及び課(課に相当するものを含む。)</u> をいう。以下同じ。)の課長補佐の職務
略	

(義務教育等教員特別手当)

第16条の 8 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、1万5,900円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3 ~ 5 略

別表第 7 行政職給料表級別標準職務表(第 3 条関係)

職務の級	標準的な職務
略	
4 級	本庁(地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第 1 項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局及び課をいう。以下同じ。)の課長補佐の職務
略	

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 6 年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第10条 略

(時間外勤務代休時間)

第10条の2 任命権者は、職員の給与に関する条例

(昭和26年鳥取県条例第3号) 第13条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間 (以下「時間外勤務代休時間」という。) として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日 (第12条第1項に規定する休日及び代休日を除く。) に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日の代休日)

第12条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日 (以下この項において「休日」と総称する。) である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日 (以下この項において「勤務日等」という。) に割り振られた勤務時間の全部 (次項において「休日の全勤務時間」という。) について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日 (次項において「代休日」という。) として、当該休日後の勤務日等 (第10条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。) を指定することができる。

2 略

(無給休暇)

第17条 略

2 略

3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第10条 略

(時間外勤務代休時間)

第10条の2 任命権者は、職員の給与に関する条例

(昭和26年鳥取県条例第3号) 第13条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間 (以下「時間外勤務代休時間」という。) として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日 (第12条第1項に規定する休日及び代休日を除く。) に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日の代休日)

第12条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日 (以下この項において「休日」と総称する。) である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日 (以下この項において「勤務日等」という。) に割り振られた勤務時間の全部 (次項において「休日の全勤務時間」という。) について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日 (次項において「代休日」という。) として、当該休日後の勤務日等 (休日を除く。) を指定することができる。

2 略

(無給休暇)

第17条 略

2 略

3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例 (昭和26年2月鳥取県条例第3号) 第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間

4 ~ 6 略	当たりの給与額を減額する。 4 ~ 6 略
---------	--------------------------

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 3 条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 6 年鳥取県条例第 36 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下この条において「追加条」という。) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>(時間外勤務代休時間)</p> <p><u>第 8 条の 2 市町村教育委員会は、職員の給与に関する条例 (昭和 26 年鳥取県条例第 3 号) 第 13 条第 4 項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間 (以下「時間外勤務代休時間」という。) として、人事委員会規則で定める期間内にある第 3 条第 2 項、第 4 条又は第 5 条の規定により勤務時間が割り振られた日 (第 10 条第 1 項に規定する休日及び代休日を除く。) に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</u></p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第 10 条 市町村教育委員会は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日 (以下この項において「休日」と総称する。) である第 3 条第 2 項、第 4 条又は第 5 条の規定により勤務時間が割り振られた日 (以下この項において「勤務日等」という。) に割り振られた勤務時間の全部 (次項において「休日の全勤務時間」という。) について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところ</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第 10 条 市町村教育委員会は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日 (以下この項において「休日」と総称する。) である第 3 条第 2 項、第 4 条又は第 5 条の規定により勤務時間が割り振られた日 (以下この項において「勤務日等」という。) に割り振られた勤務時間の全部 (次項において「休日の全勤務時間」という。) について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところ</p>

<p>により、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（<u>第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。</u>）を指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>（無給休暇）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>	<p>により、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（<u>休日を除く。</u>）を指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>（無給休暇）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例（<u>昭和26年2月鳥取県条例第3号</u>）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>
---	--

（任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（第1号任期付研究員の裁量による勤務）</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤務時間条例第3条第2項、第4条、第5条、第7条、第8条、<u>第10条の2</u>、第12条及び第17条（同条第1項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。）の規定は、第1項の第1号任期付研究員には、適用しない。</p>	<p>（第1号任期付研究員の裁量による勤務）</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤務時間条例第3条第2項、第4条、第5条、第7条、第8条、第12条及び第17条（同条第1項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。）の規定は、第1項の第1号任期付研究員には、適用しない。</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。